

---

# 東吉野村耐震改修促進計画

---

令和8年3月（改定）

東吉野村

---

## 目次

---

第1章	計画の目的と位置づけ	1
1-1	計画見直しの背景	1
1-2	計画の目的	3
1-3	対象区域及び対象建築物	3
1-4	計画期間	11
1-5	災害に関する資料の収集・整理	11
第2章	関連計画の整理	16
2-1	計画の位置づけ	16
2-2	上位・関連計画の概要	17
第3章	前計画の取組検証及び評価	19
3-1	取組状況の把握及び効果検証	19
3-2	前計画の目標値等の評価	23
第4章	目標、目標年及び取組施策等の検討	24
4-1	耐震化率の目標の設定	24
4-2	取組施策等の検討	29
4-3	支援策の整理と活用検討	30
4-4	安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	32
4-5	地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	33
第5章	耐震改修等を促進するための広報・指導等の実施の検討	36
5-1	相談体制の整備及び情報提供の充実	36
5-2	パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催	37
5-3	地域住民との連携及び取り組み支援策	42
第6章	耐震改修促進法及び建築基準法による指導、勧告等	45
6-1	体制の整備	45
6-2	関連する法律による指導及び勧告等	46

## 1-1 計画見直しの背景

### 1) 耐震改修促進法の改正について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、死者数が 15,000 人を超え、これまでの想定をはるかに超える地震・津波により、甚大な被害をもたらした。さらに、東海地震や首都圏直下地震の発生の切迫性が指摘され、特に南海トラフの海溝巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災を受け、平成 7 年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「耐震改修促進法」という。)が制定され、平成 18 年 1 月に改正・施行されたが、国が掲げた平成 27 年の住宅・建築物の耐震化率 90%に対して現状の耐震化の進行が遅れ気味であった。

このように頻発する地震被害を受け、建築物の耐震化の促進を強力にすべく、平成 25 年 11 月に改正・施行され、不特定多数の方や避難弱者が利用する一定規模以上の建築物(要緊急安全確認大規模建築物)、地方公共団体が指定する避難路沿道の一定の建築物、都道府県が指定する防災拠点となる建築物について、耐震診断の義務付け及び結果の公表を行うことが決まった。さらに、耐震改修計画の認定基準の緩和、耐震改修を実施する際の決議要件の緩和といった建築物の耐震化の円滑な促進のための措置が設けられた。

平成 31 年施行の改正では、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けた。

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震は、最大震度 7 を記録し、多数の死者・行方不明者を生じさせた。この地震においても、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅が多く倒壊しており、建築物の耐震化が人命を守るうえで引き続き喫緊の課題であることが改めて示された。本村においても、これらの教訓を踏まえ、耐震化促進のさらなる強化が求められる。

#### (1)建築物の耐震化の促進のための規制措置

##### 要緊急安全確認大規模建築物

- ・ 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等

##### 要安全確認計画記載建築物

- ・ 地方自治体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物(建物に付属するブロック塀を対象に追加)
- ・ 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

#### (2)建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

##### 耐震改修計画の認定

- ・ 耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大
- ・ 容積率、建ぺい率の特例措置

##### 区分所有建築物の耐震改修

- ・ 大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和(区分所有法の特例:3/4以上→過半数)

## 2) 国の建築物の耐震化の状況

国の基本方針において、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成15年の75%から令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する目標を定めるとともに、多数の者が利用する建築物は令和12年度までに耐震性が不十分な要緊急確認大規模建築物をおおむね解消するよう目標を定め、計画的な耐震化の促進を図っている。

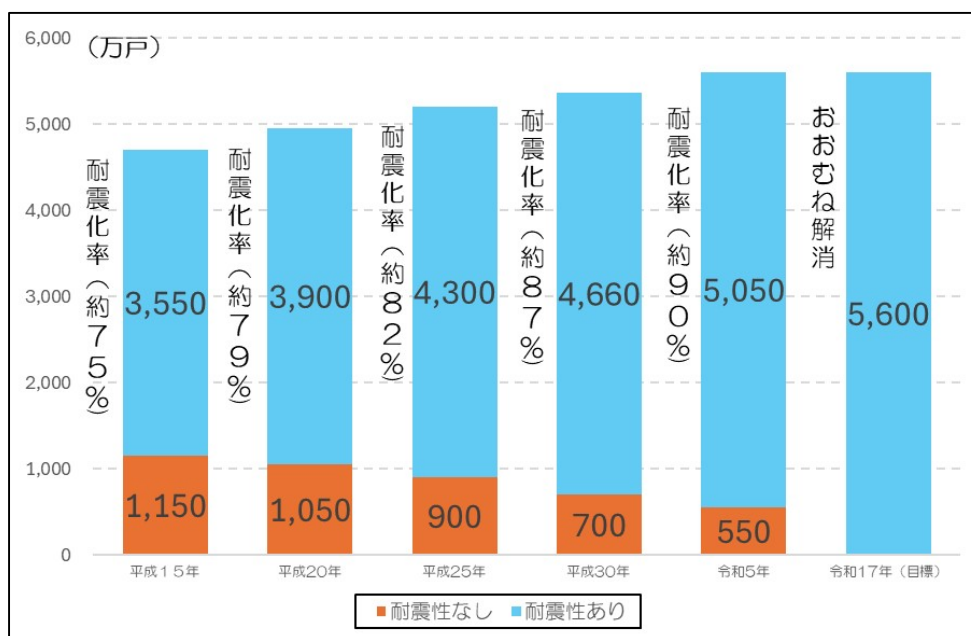


図 2-1 住宅の耐震化の進捗状況

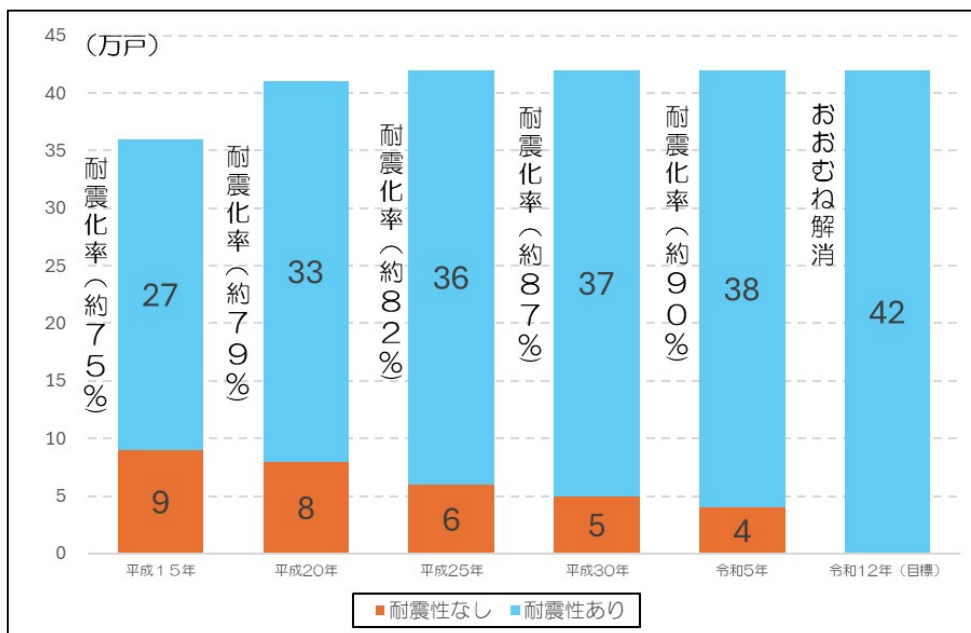


図 2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の進捗状況

出典：国土交通省

## 1-2 計画の目的

建築物の耐震改修は、中央防災会議で決定された全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的な建築物の耐震改修等の実施、支援措置の拡充が喫緊の課題である。法律改定を受けて前計画の取組状況や成果を踏まえた上で、大規模災害に備え、耐震化促進の方針及び新たな目標等の設定、施策の検討を行い、減災を図るために前計画を改定することを目的とする。

## 1-3 対象区域及び対象建築物

### 1) 要緊急安全確認大規模建築物の整理

#### ① 対象となる建築物

耐震改修促進法の改正により、以下に示す要件に該当し、新耐震基準に適合しない建築物は、耐震診断の結果を定められた期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

表 2-1 要緊急安全確認大規模建築物

用途		耐震診断が義務化される建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
病院、診療所		階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿		階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場		
公衆浴場		

飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
自動車車両その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	

## ② 要緊急安全確認大規模建築物の整理

本村における要緊急安全確認大規模建築物は 1 棟である。耐震診断・耐震改修が実施済みであることから、耐震化率は 100%である。

表 2-2 要緊急安全確認大規模建築物

用途	建築物名	建築年	構造	階数	延べ面積(m <sup>2</sup> )	備考
学校施設	東吉野中学校	昭和 48 年	RC	4	4,034	耐震診断実施済み 耐震改修済み

## 2) 要安全確認計画記載建築物の整理

### ① 要安全確認計画記載建築物の検討

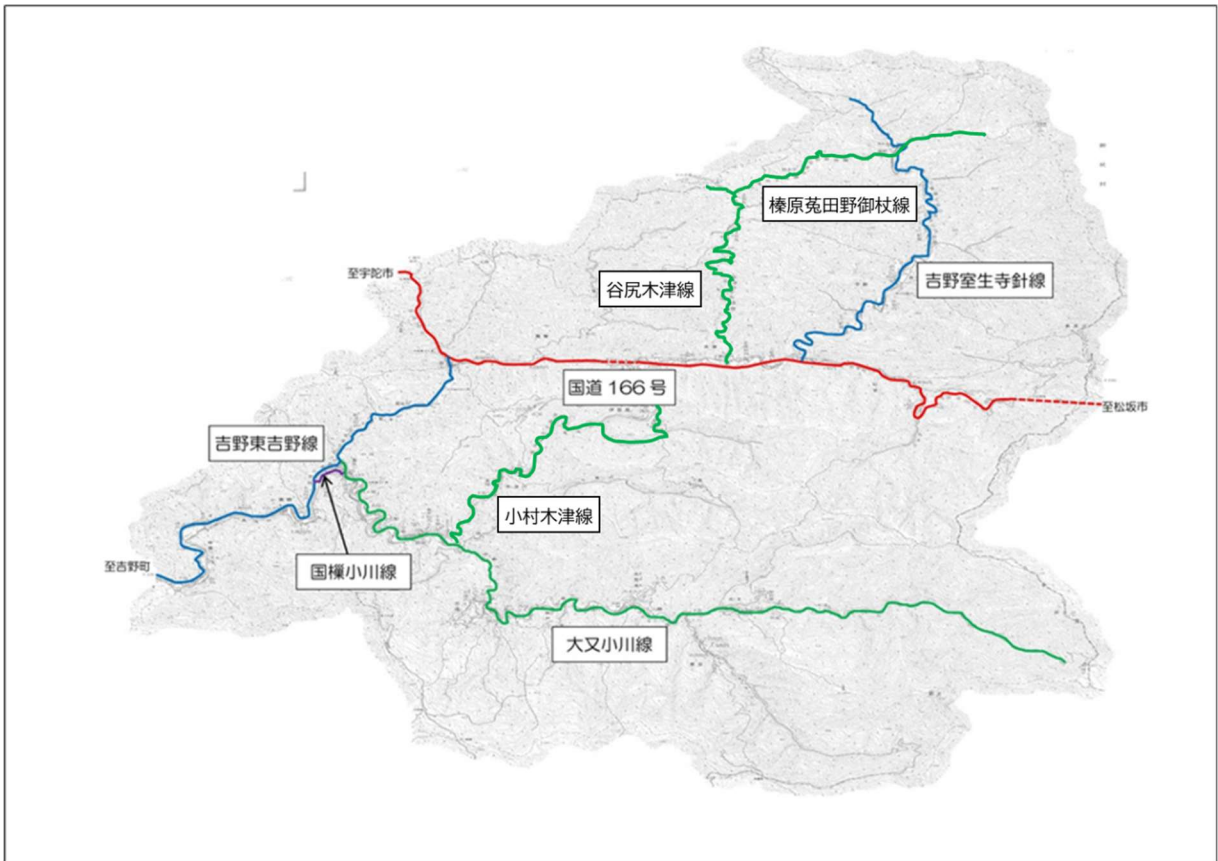
要安全確認計画記載建築物は、①大規模な地震が発生した場合に利用確保が公益上必要な防災拠点建築物、②災害時の通行を確保すべき道路沿道建築物のことであり、これらを対象施設とする。

### ② 地震時に通行を確保すべき道路

本計画では、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から「奈良県地域防災計画」に定める緊急輸送道路ネットワークの中で、本村内にある道路（国道 169 号、吉野東吉野線、吉野室生寺針線、大又小川線、国樺小川線）は、地震時に確保すべき道路として重要であるため、これらを対象施設とする。

表 2-3 地震時に通行を確保すべき道路

区分	位置づけ	対象路線名
第 1 次緊急輸送道路	①他府県と連絡する広域幹線道路（高規格幹線道路、一般道路） ②地震発生時においてすべての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圈中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路	国道 166 号
第 2 次緊急輸送道路	第 1 次緊急輸送道路と地震発生直後において必要とされる防災拠点（市町村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、ライフライン拠点、救助活動拠点）を連絡する道路	吉野東吉野線 吉野室生寺針線 大又小川線 国樺小川線 小村木津線 谷尻木津線 榛原菟田野御杖線






凡例	
	対象となる国道
	対象となる主要地方道
	対象となる一般県道
	対象となる村道

図 2-3 緊急輸送道路

### 3) 取組状況の把握及び効果検証

#### ① 計画の対象区域

対象区域は、東吉野村全域である。

#### ② 計画の対象となる建築物

本計画の対象建築物は、昭和 56 年以降に建築された建築物はすべて耐震性を満たしているものとし、以下に示す建築物の耐震化を優先的に図っていく。

表 2-4 計画の対象となる建築物

建築物区分	対象となる建築物の内容
住宅	一戸建て住宅、共同住宅等
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号）
	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下「地震時に道路閉塞の可能性のある建築物」）（法第 14 条第 3 号）
耐震診断が義務化される建築物	要緊急安全確認大規模建築物（法附則第 3 条） 要安全確認計画記載建築物（法第 7 条第 1 号、第 2 号、第 3 号）

表 2-5 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 14 条第 1 号）

用 途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断が義務化される建築物の要件
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
自動車車両その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				

表 2-6 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第 14 条第 2 号）

危険物の種類		対象となる数量	耐震診断が義務化される 建築物の要件	
① 火薬類	火薬	10t	火薬類取締法施行規則で規定する火薬類の種類及び数量に応じた第 1 種保安距離	
	爆薬	5t		
	工業雷管及び電気雷管又は信号雷管	50 万個		
	銃用雷管	500 万個		
	実包及び空包、信管及び火管又は電気導火線	5 万個		
	導爆線又は導火線	500km		
	信号炎管及び信号火箭又は煙火	2t		
	その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬、爆薬に定める数量		
②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物		危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	50m	
③危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類		30t		
④危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類		20 m <sup>3</sup>		
⑤マッチ		300 マッチトン※		
⑥可燃性のガス		2 万 m <sup>3</sup>		13.33m
⑦圧縮ガス		20 万 m <sup>3</sup>		一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則、液化石油ガス保安規則に規定する保安距離等（コンビナート等保安規則第 5 条第 1 項第 5 号に規定する製造施設の場合は 50m）
⑧液化ガス		2,000t		
⑨毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物		毒物 20t		—
⑩毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）		劇物 200t		

※マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で 7,200 個、約 120kg

耐震改修促進法第 14 条第 3 号の政令で定める建築物は、以下の通りとする。

■建築物

建築物のいずれかの部分の高さが、該当部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次に掲げる該当前面道路の幅員に応じ、それぞれ該当する項目に定める距離を加えたものを超える建築物。

- 12メートル以下の場合 6メートル
- 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

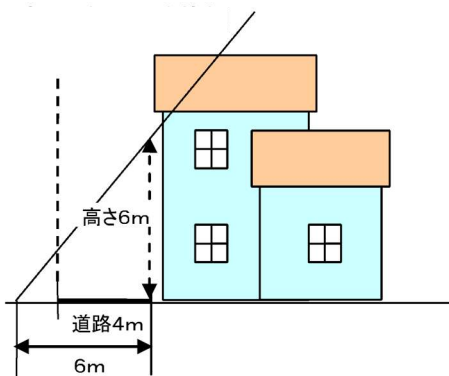
■塀

前面道路に面する部分の長さが25メートルを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物に附属するもの。

■建築物

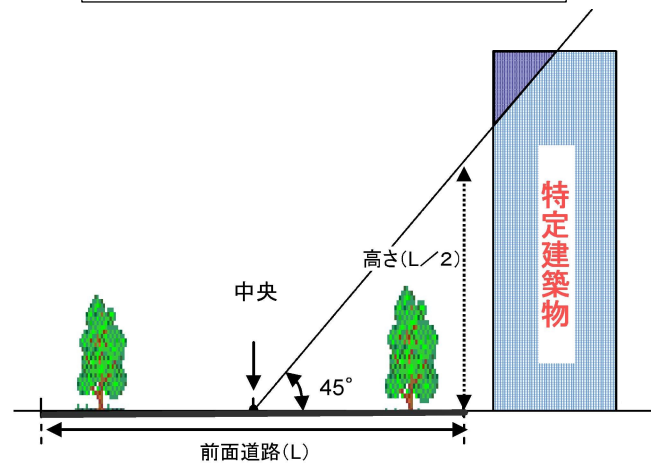
◆前面道路幅員が 12m 以下の場合

前面道路の幅員が 12m 以下の場合は、6m とする



◆前面道路幅員が 12m を超える場合

前面道路の幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2 とする



■塀

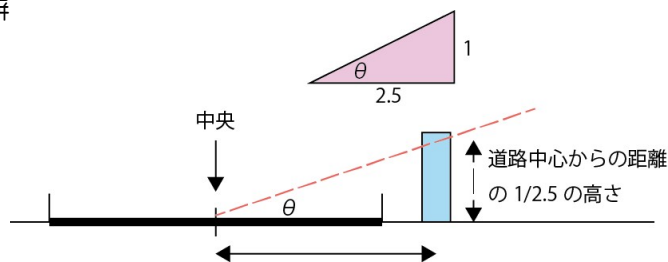


図 2-4 地震時に道路閉塞の可能性のある建築物（耐震改修促進法第 14 条第 3 号）

## 1-4 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 ヶ年の計画とする。なお、概ね 5 年が経過した段階において進捗状況の点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 1-5 災害に関する資料の収集・整理

### 1) 想定される地震被害

#### ① 東吉野村における内陸型地震（断層帯地震）の被害想定

奈良県が公表した「第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書」（平成 16 年度）によると、東吉野村においては内陸型地震（断層帯地震）による被害が最も深刻であり、特に千股断層を震源とする地震（想定 M6.9、最大震度 6 強）では全壊 327 棟・半壊 448 棟と、8 つの想定断層帯のうち最大の建物被害が想定されている。これらの被害想定は、本計画における耐震化目標および施策の立案にあたり、東吉野村固有のリスクとして認識し、対策を推進する基礎資料とする。

【参考：東吉野村における主な断層帯別被害想定（奈良県第 2 次地震被害想定）】

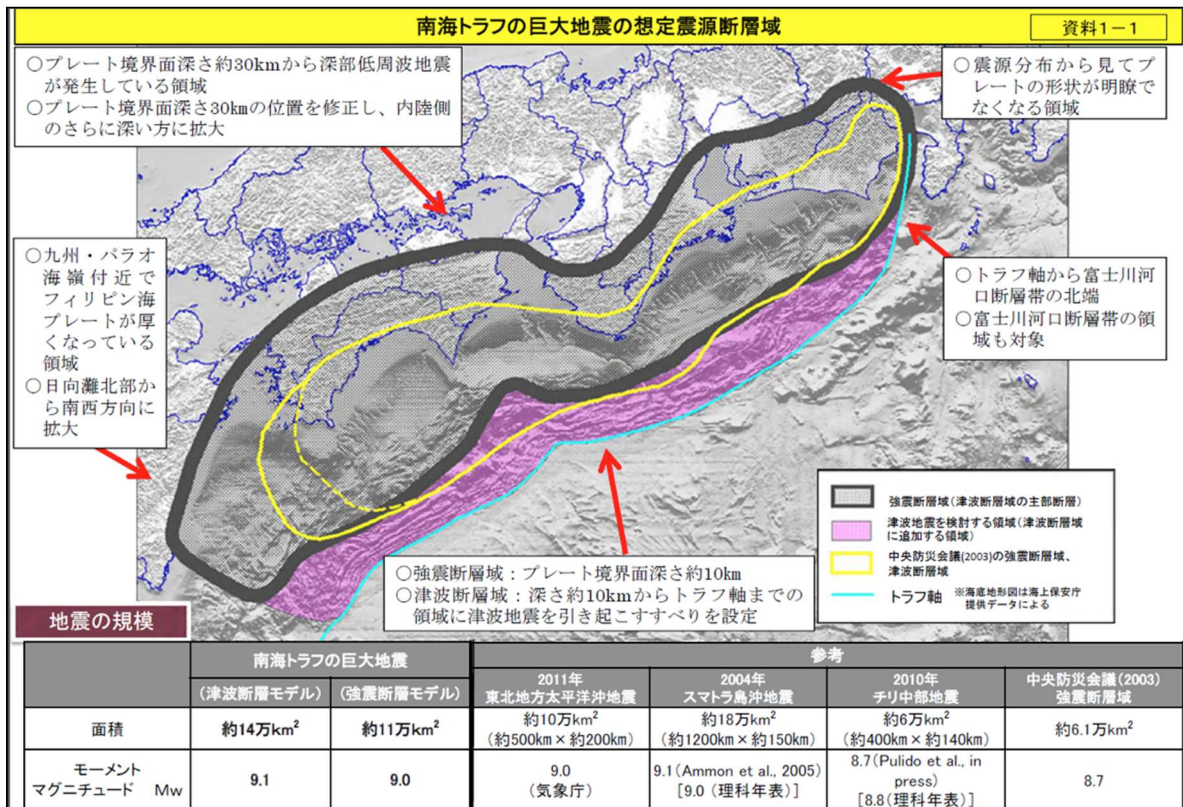
①奈良盆地東縁断層帯（M7.5・震度 6 強）：全壊 302 棟、半壊 454 棟、死者 17 人 ②中央構造線断層帯（M8.0・震度 6 強）：全壊 172 棟、半壊 485 棟、死者 11 人 ③千股断層（M6.9・震度 6 強）：全壊 327 棟、半壊 448 棟、死者 11 人（全断層帯中最大の全壊棟数） ④名張断層（M6.9・震度 6 弱）：全壊 201 棟、半壊 485 棟、死者 7 人

本村の耐震化率目標（令和 7 年度末：住宅 90%以上、村有建築物 98%以上）は、上記の内陸型地震リスクを踏まえ、被害の最小化に向けて設定するものである。なお、本被害想定は東吉野村地域防災計画（令和 3 年度修正版）第 1 章第 4 節にも記載されており、両計画間で数値の整合を確保している。

## ② 南海トラフ巨大地震の被害想定

九州から関東までの南海トラフ沿いの地域では、歴史的に見ると大地震が繰り返し発生している。東日本大震災を受けて、1000年に1度の「最大クラスの地震」とされ、現在の科学的知見に基づき想定される地震規模はマグニチュード9クラスとなる。仮に発生すると西日本を中心に甚大な被害をもたらされ、我が国全体に被害が広がることが懸念される。

平成25年5月に地震調査研究推進本部が公表した「南海トラフの地震活動の長期評価(第2版)」によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60～90%程度以上とされている(令和7年9月地震調査研究推進本部発表)。



出典：奈良県地域防災計画

## ③ 南海トラフ巨大地震の本県において想定される被害の概要

奈良県地域防災計画によると、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、南海トラフ巨大地震を対象として具体的な対策を進め、当面取り組むべき対策等を取りまとめた中間報告が平成24年7月に策定された。並行して被害想定手法等について検討が進められ、被害想定第一次報告として、建物被害・人的被害等の推計結果が平成24年8月に取りまとめられた。

地震発生の相対的評価の高い奈良県の主要な断層帯である奈良盆地東縁断層帯については、発生確率は10%未満であるが、マグニチュード7.4程度の大地震が想定されている。

表 2-7 南海トラフ地震活動の長期評価（第 2 版）

領域または地震名		南海トラフ	奈良盆地東縁断層帯
長期評価で予想した地震規模		M8～M9 クラス	M7.4 程度
地震発生率	10 年以内	20%程度	ほぼ 0%～5%
	30 年以内	60%～70%	ほぼ 0%～7%
	50 年以内	90%程度以上	ほぼ 0%～10%
地震後経過率		0.76	0.2～2.2
平均発生間隔		次回までの標準的な 値 88.2 年	約 5000 年
最新発生次期 (ポアソン過程を適用したものを除く)		67.0 年	約 1100 年前～ 1200 年前

#### ④ 県内市町村における想定震度

南海トラフ巨大地震により想定される県内の最大震度は震度 6 強である。市町村ごとに最大震度を見ると、すべての市町村において震度 6 弱以上の地震が発生することが想定されている。東吉野村では、最大震度は震度 6 強と想定されている。

表 2-8 南海トラフ巨大地震による県内市町村別最大震度

市町村名	最大震度	市町村名	最大震度	市町村名	最大震度
奈良市	6 強	平群町	6 弱	広陵町	6 強
大和高田市	6 強	三郷町	6 強	河合町	6 強
大和郡山市	6 強	斑鳩町	6 強	吉野町	6 弱
天理市	6 強	安堵町	6 強	大淀町	6 弱
橿原市	6 強	川西町	6 強	下市町	6 弱
桜井市	6 強	三宅町	6 強	黒滝村	6 弱
五條市	6 強	田原本町	6 強	天川村	6 強
御所市	6 強	曾爾村	6 強	野迫川村	6 弱
生駒市	6 弱	御杖村	6 強	十津川村	6 強
香芝市	6 強	高取町	6 弱	下北山村	6 強
葛城市	6 弱	明日香村	6 弱	上北山村	6 強
宇陀市	6 強	上牧町	6 弱	川上村	6 強
山添村	6 弱	王寺町	6 強	東吉野村	6 強

## ⑤ 県内における人的被害

南海トラフ巨大地震により想定される県内の人的被害は、以下に示す様々なケースについて被害想定が検討されている。

表 2-9 想定する地震動

想定する地震動
モデル検討会で検討された地震動 5 ケースのうち揺れによる被害が最小である「基本ケース」、揺れによる被害が最大である「陸側ケース」

表 2-10 想定する季節、時間、気象条件

想定する季節、時間、気象条件	
「基本ケース」	冬の深夜：火災の危険性が高く、多くの人が自宅で就寝中。 平均風速：奈良県の平均風速 5m/s 以下
「陸側ケース」	冬の夕方：火災の危険性が高く、多くの人が帰宅途中。 風速 8m/s：強風のため火災の延焼の可能性が高い。

国の被害想定では、津波被害と津波からの避難率も加えられているが、本県は津波被害の影響を受けない。以下に、揺れによる被害が最小である「基本ケース」、揺れによる被害が最大である「陸側ケース」ごとに見た地震動、被害項目別の県内における負傷者数を示す。

表 2-11 県内における人的被害・建物被害の想定

	基本ケース (被害が最小の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における最大の震度の分布	6 強：2 市町村 6 弱：35 市町村 5 強：2 市町村	6 強：27 市町村 6 弱：12 市町村 5 強：なし
死者数	約 60 人	約 1,300 人
住家全壊棟数	約 6,500 棟	約 38,000 棟

なお、全国で最大約 32 万の死者数が想定され、そのうち約 70%が津波によるものとされている。一方、令和 7 年 3 月に内閣府が発表した最新の被害想定によると、本県における最大震度は 6 強で、揺れによる建物倒壊は約 26,000 棟、人的被害は死者約 1,600 人、そのうち建物倒壊による死者は約 93%と想定されている。

## ⑥ 県内における施設等の被害

南海トラフ巨大地震により想定される県内の施設等の被害を以下に示す。

表 2-12 ライフライン被害

項目	被害想定値
上下水道（断水人口）	約 130 万人
下水道（支障人口）	約 97 万人
電力（停電軒数）	約 88 万軒
固定電話（不通回線数）	約 15 万回線
ガス（都市ガス供給停止戸数）	約 3 万 8 千戸

※被災直後の数値の中で最大値を参照

表 2-13 交通施設被害

項目	被害想定値
道路施設被害箇所数	約 920 箇所
鉄道施設被害箇所数	約 590 箇所

表 2-14 避難者

項目	被害想定値
被災 1 日後	約 10 万人
被災 1 週間後	約 26 万人
被災 1 ヶ月後	約 20 万人

表 2-15 帰宅困難者数

項目	被害想定値
京阪神都市圏	約 13 万人

表 2-16 被災する可能性のある国宝・重要文化財

項目	被害想定値
総数（施設）	38 施設

表 2-17 孤立する可能性のある集落

項目	被害想定値
総数（農業集落）	41 集落

## 第2章

## 関連計画の整理

### 2-1 計画の位置づけ

本計画は、国の基本方針及び県計画との整合を図るとともに、本村の上位計画である、「東吉野村第4次基本構想」や関連計画である東吉野村地域防災計画を踏まえて策定するもので、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として位置づける。

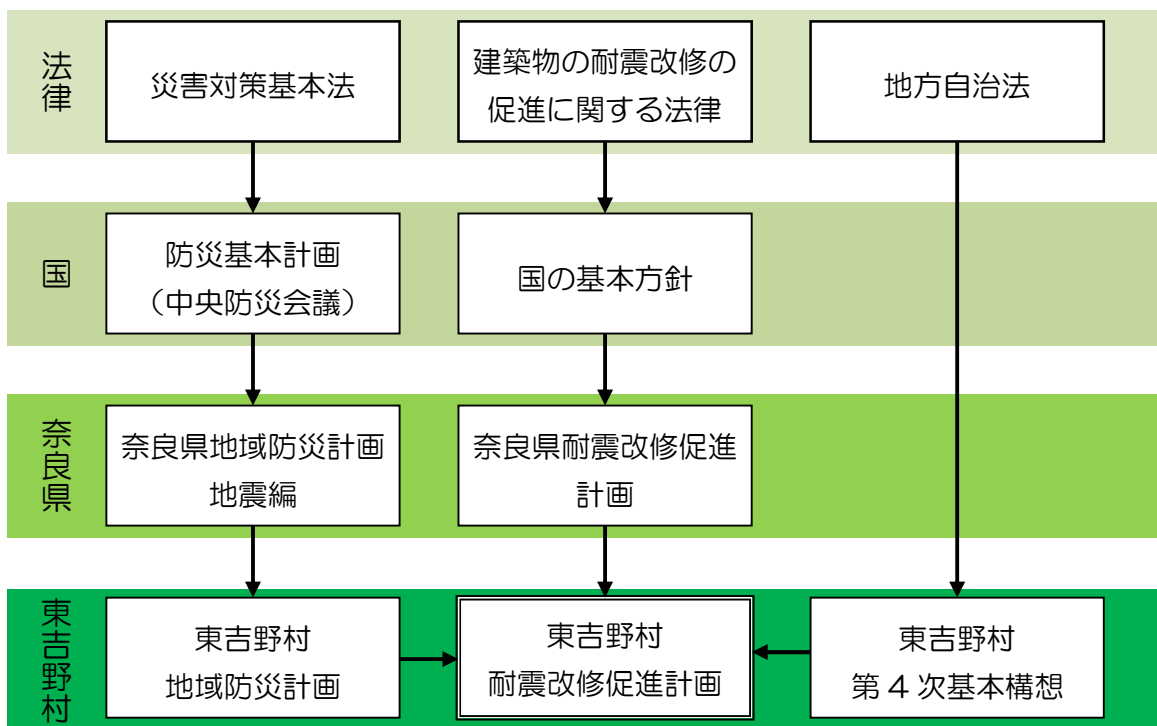


図 2-1 本計画と上位・関連計画との関係

## 2-2 上位・関連計画の概要

### ◆ 耐震改修促進法（平成31年1月施行）

前項 1-1 を参照。

### ◆ 奈良県耐震改修促進計画（令和8年改定）

奈良県耐震改修促進計画は、令和8年度から令和17年度までの10カ年を計画期間として、地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、県民の生命と財産の保護を図るため、県・市町村及び建築関係団体等が連携して既存建築物の耐震化の促進を計画的かつ総合的に推進するとともに、新たな取り組みとして緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断義務化対象路線の指定を行うことを目的としている。

[耐震化の目標]

- 住宅：令和12年に95% 令和17年までにおおむね達成（令和7年：90%）
- 要緊急安全確認大規模建築物：令和12年までにおおむね達成（令和7年：92%）
- 要安全確認計画記載建築物：令和17年までにおおむね達成（令和7年：38%）
- 県有建築物：早期達成に取り組む（令和7年：99%）

### ◆ 奈良県地域防災計画（令和2年3月）

奈良県地域防災計画は、地震災害にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、処理すべき事務又は業務の大綱を定め、県土及び住民の生命、財産を地震災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としている。基本方針として、「減災」の考え方に基づいて「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、県及び市町村による「公助」と連携して、総合的かつ計画的に地震災害対策の推進を図るものとしている。

平成28年の熊本地震の課題等を踏まえて、受援体制の整備、広域防災拠点の整備、第2災害対策本部の整備、自主防災組織の強化、通信体制の整備、避難所における環境と運営の向上、災害廃棄物への対応について修正を行っている。

### ◆ 東吉野村地域防災計画（令和3年度修正）

東吉野村地域防災計画は、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、村域における土地並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

地域防災計画においては、第2章第10節の緊急輸送道路の整備計画、第3章第14節業務継続計画で、災害発生前後の段階で住民の生命、財産等を保護するための安全性の向上を図ることが定められている。

### ◆ 東吉野村第4次基本構想（令和3年3月）

東吉野村第4次基本構想では、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）を目標年次として、「まちから むらから 人が集う 木と水のふるさと」を東吉野村の将来像として定めている。6つの施策を示しており、その中の「その5 環境にやさ

しく安全・安心な村づくり」では、防災・防犯対策の推進として、ハザードマップを普及する等、防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に適切に避難することができるよう、日頃から災害を想定した訓練や物資の備蓄・管理、避難マニュアルの策定、災害時の拠点施設の整備・管理・運営等を定めている。

3-1 取組状況の把握及び効果検証

1) 住宅の耐震化率の推計

住宅の耐震状況の把握は、家屋課税台帳を基に下記の手順で行っている。

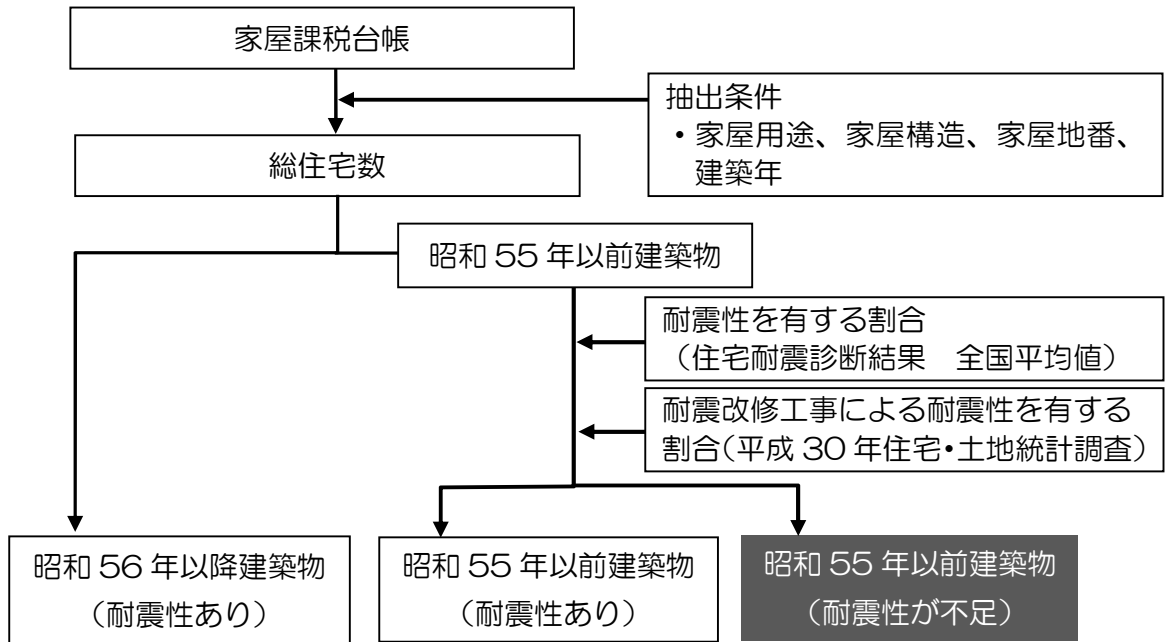


図 3-1 住宅の耐震化状況の算出手順

① 住宅の建築時期別の戸数状況

本村における令和 1 年時点の住宅総戸数は、家屋課税台帳を基に抽出を行った結果、2,336 戸と算出された。建築時期別の住宅状況は、昭和 55 年以前が 1,858 戸と 80%を占め、残る 478 戸の 20%が昭和 56 年以降となっている。令和 6 年においては、県の算定基準との整合を図り、居住世帯のある住宅（家屋番号が付与された住宅）を対象として算定方法を見直した結果、昭和 55 年以前が 710 戸、昭和 56 年以降が 252 戸、合計 962 戸となった。

表 3-1 住宅の建築時期別の戸数状況

	昭和 56 年以降	昭和 55 年以前	合計
令和 1 年	478	1,858	2,336
令和 6 年	252	710	962

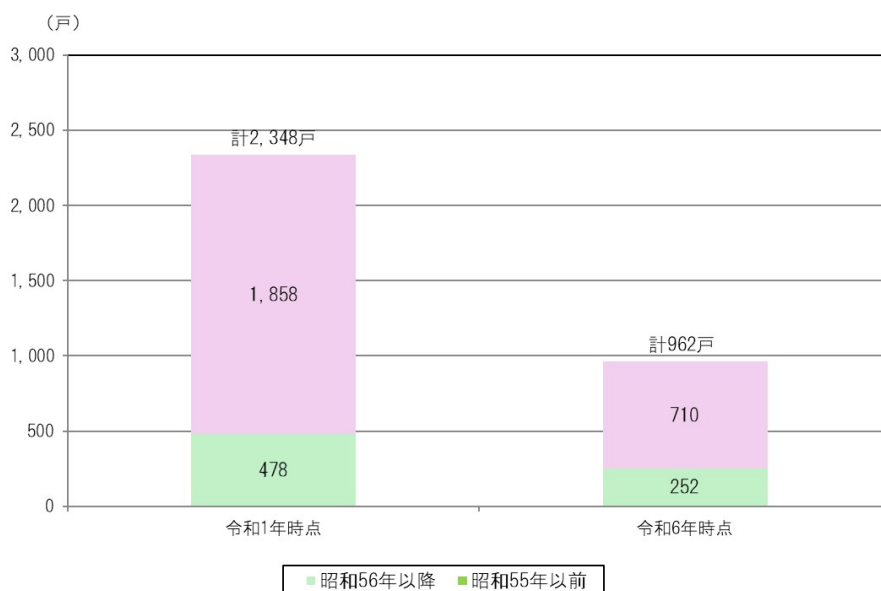


図 3-2 住宅の建築時期別の戸数の変化

## ② 住宅の耐震化状況

住宅の耐震化状況は、令和6年現在、居住世帯のある住宅962戸のうち700戸(72.8%)で耐震性を有しており、262戸(27.2%)で耐震性が不足しており、耐震化率は72.8%である。

表 3-2 住宅の耐震化状況

	昭和56年以降建築	昭和55年以前建築			耐震性あり	合計	耐震化率(%)
		耐震性あり	耐震性なし	計			
令和1年	478	492	1,366	1,858	970	2,336	42%
令和6年	252	448	262	710	700	962	73%

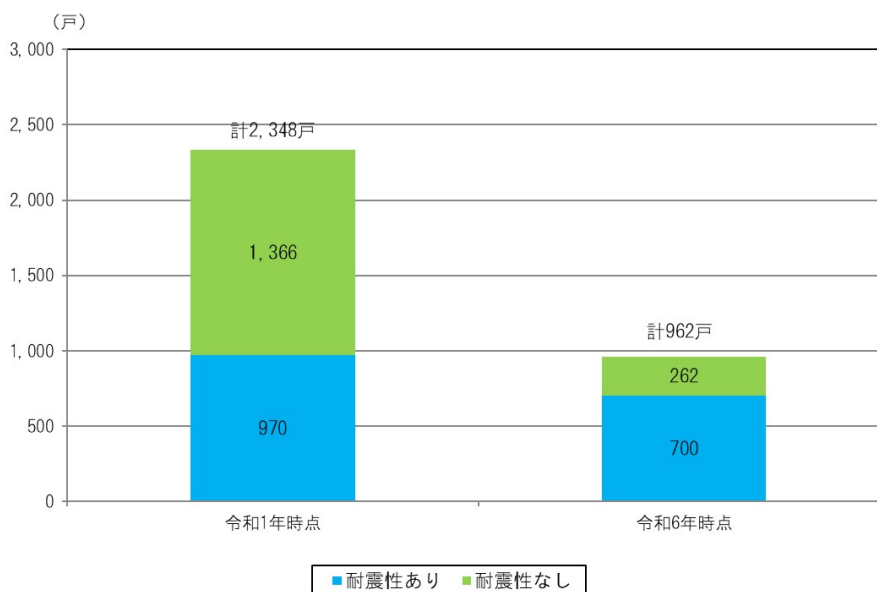


図 3-3 住宅の耐震化状況の変化

### ③ 耐震診断・耐震改修の実施状況

本村では、平成 24 年度から耐震診断員の派遣事業を実施しており、総事業件数は平成 27 年度の 1 件、平成 28 年度の 2 件と令和 7 年度の 1 件がある。また、平成 25 年度からは耐震改修工事に対する補助を実施しているが、総補助件数は 0 件である。

#### 2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の取組状況

本村における要緊急安全確認大規模建築物は 1 棟である。耐震診断・耐震改修が実施済みであることから、耐震化率は 100%である。

表 3-3 要緊急安全確認大規模建築物

用途	建築物名	建築年	構造	階数	延べ面積(m <sup>2</sup> )	備考
学校施設	東吉野中学校	昭和 48 年	RC	4	4,034	耐震診断実施済み 耐震改修済み

また、本村における要安全確認計画建築物（防災拠点建築物）に該当するものはない。

#### 3) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の取組状況

##### ① 多数の者が利用する建築物の耐震化状況

多数の者が利用する建築物（表 3-4 を参照）は 6 棟ある。このうち昭和 55 年以前が 3 棟となっており、その中の 2 棟が耐震改修済みである。昭和 56 年以降に建築されたものが 3 棟であり、これらを合わせると耐震性を有するものは 5 棟となり、耐震化率は 83%で、平成 27 年より変化はない。

表 3-4 多数の者が利用する建築物の耐震化状況

	昭和 56 年 以降建築	昭和 55 年以前建築			耐震性 あり	合計	耐震化率 (%)
		耐震性 あり	耐震性 なし	計			
令和 1 年	3	2	1	3	5	6	83%
令和 6 年	3	2	1	3	5	6	83%

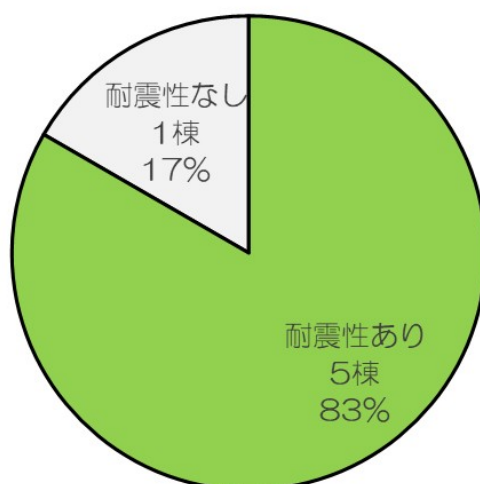


図 3-4 多数の者が利用する建築物の耐震化状況

## ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化状況

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（表 1-6 を参照）は、本村ではガソリンスタンドが 2 軒あるが、規模要件に該当していないため、0 軒である。

## ③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化状況

緊急輸送道路沿道建築物で地震時に道路を閉塞する恐れがある沿道建築物について奈良県と調整を図りながら耐震化を進めていく。

## 4) 村有建築物の耐震化状況

村有建築物は 68 棟（表 3-5 を参照）ある。このうち昭和 55 年以前が 22 棟となっている。その中の 6 棟が耐震改修済みである。昭和 56 年以降に建築されたものが 46 棟であり、これらを合わせると耐震性を有するものは 52 棟となり、耐震化率は 76%となる。令和 6 年においては、本村が所有する固定資産台帳との突合を行った結果、令和 1 年と比較すると棟数が増えている。

表 3-5 村有建築物の耐震化状況

	昭和 56 年 以降建築	昭和 55 年以前建築			耐震性 あり	合計	耐震化率 (%)
		耐震性 あり	耐震性 なし	計			
令和 1 年	27	3	6	9	30	36	83%
令和 6 年	46	6	16	22	52	68	76%

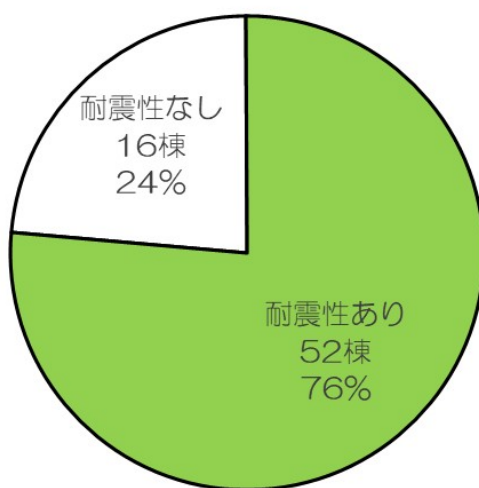


図 3-5 村有建築物の耐震化状況

### 3-2 前計画の目標値等の評価

住宅の耐震化率は上昇しているが、令和7年度の目標値である95%には未達である。原因として、住宅や建築物等の所有者の耐震化に対する意識の低下や耐震改修・耐震工事に係る費用の負担増による住宅・建築物の建替えが進まなかった事が考えられる。さらに、本村は過疎化や少子高齢化が進み、住民の耐震化に対する意識が低下することが考えられるため、これに対して地域が一体となって、地震による被害や防災の意識を高め、啓発することが求められる。

また平成27年度以降の耐震診断・改修に対する助成制度の活用件数については、耐震診断事業を4件実施したのみで、耐震改修事業や啓発、相談事業等は0件となっている。

## 第4章

# 目標、目標年及び取組施策等の検討

### 4-1 耐震化率の目標の設定

#### 1) 目標値の設定

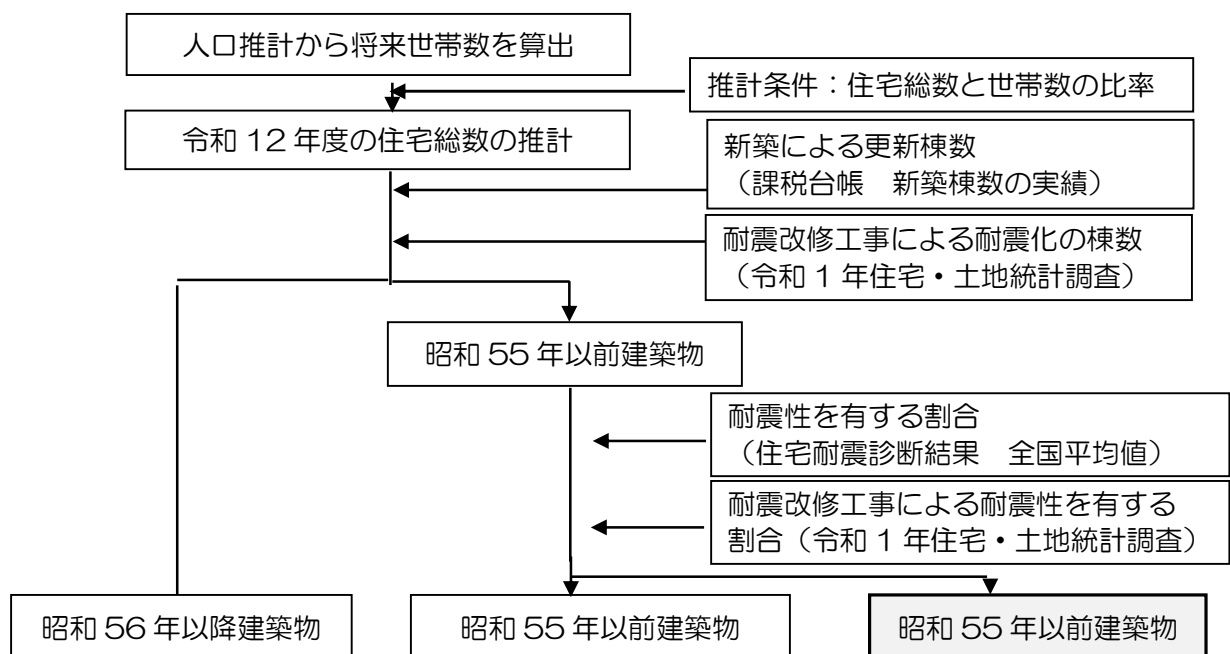
国は、住宅については令和17年（2035年）までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消すること、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年（2030年）までに、要安全確認計画記載建築物についても令和17年（2035年）までにおおむね解消することを目標に掲げています。また、令和7年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画（令和8年度から令和12年度）においては、住宅の耐震化率について令和12年までに95%とすることが計画期間目標として掲げられています。「奈良県耐震改修促進計画（令和8年改定）」では、令和12年の中間目標として住宅耐震化率95%、令和17年度までに耐震性が不十分な住宅・建築物をおおむね解消することとしている。本村においても、国・県の目標と整合を図りつつ、住宅・多数の者が利用する建築物、村所有の建築物の耐震化の促進を図る。

<耐震化率の現状（令和7年）>		<耐震化率の目標（令和12年）>	
✓ 住宅	73%	✓ 住宅	85%
✓ 多数の者が利用する建築物	83%	✓ 多数の者が利用する建築物	100%
✓ 村有建築物	76%	✓ 村有建築物	98%以上

#### 2) 住宅の耐震化目標の考え方

本村の令和1年時点における住宅の耐震化の推計は、人口問題研究所による人口推計から将来世帯数を算出し、令和12年時点の住宅総数と世帯数の比率が将来も同比率と想定して将来の住宅総数を推計する。その住宅総数を基に、新築による更新戸数や耐震改修工事による耐震化の戸数を加味して、住宅の耐震化の将来推計を行い、耐震化の目標を設定する。

図4-1 住宅の耐震化目標の考え方



### ① 住宅の耐震化目標

住宅の耐震化の目標は、「国の基本方針」及び「奈良県耐震改修促進計画（令和 8 年改定）」と整合を図り、令和 17 年（2035 年）までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとする。中間年度である令和 12 年（2030 年）までに耐震化率 85%（中間目標）を目指す。

令和 6 年の耐震化状況（耐震化率 72.8%）を基に、令和 12 年（2030 年）の目標耐震化率 85%の達成に向け、引き続き啓発・助成など促進施策を実施することにより住宅の耐震化を推進する。

住宅の耐震化目標率：85%（令和 12 年度）

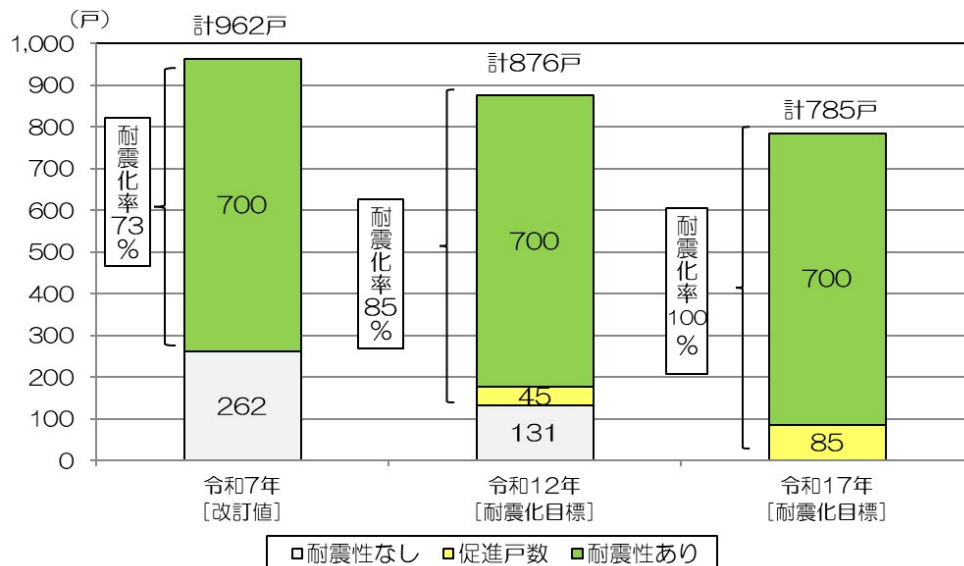


図 4-1 住宅の耐震化目標

## ② 多数の者が利用する建築物の耐震化目標

多数の者が利用する建築物の耐震化の目標は、「国の基本方針」及び「奈良県耐震改修促進計画（令和 8 年改定）」と整合を図り、令和 12 年（2030 年）までに耐震化率 95%（中間目標）、令和 17 年（2035 年）までにおおむね解消することとする。

令和 12 年の耐震化率は、現状のままでいくと施設需要による新たな施設立地が想定されないため、令和 7 年の耐震化率と同率の 83%となる。

多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%の目標を達成するためには、村施設の計画的な耐震化を進めるとともに、建築物所有者に対して啓発・助成など促進施策を実施していくことで 1 棟<sup>注)</sup>の耐震化の促進を目指す。

注) 計 6 棟に対する耐震化率 95%は 5.7 棟となるが、計算上 6 棟として扱い促進数を算出した。

多数の者が利用する建築物の耐震化目標率：100%（令和12年度）

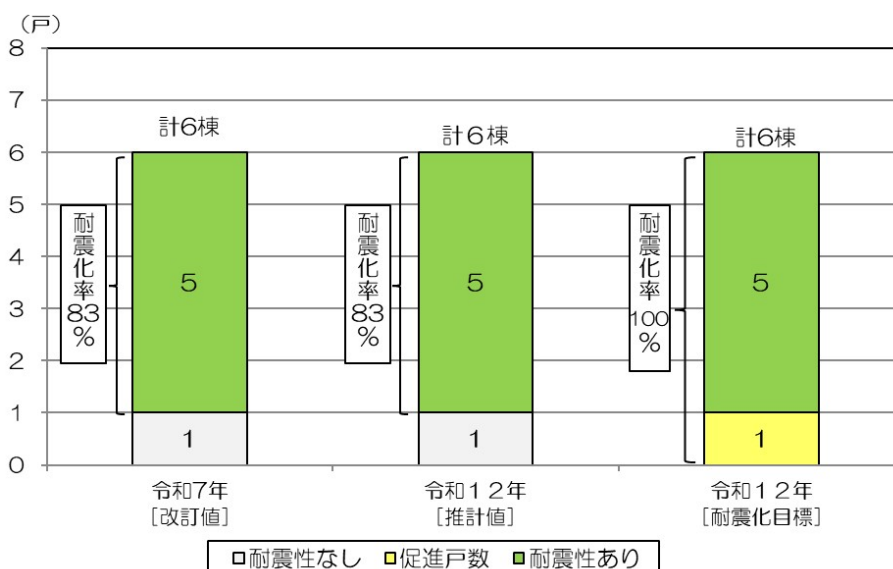


図 4-2 多数の者が利用する建築物の耐震化目標

### ③ 村有建築物の耐震化目標

村有建築物の耐震化の目標は、「国の基本方針」及び「奈良県耐震改修促進計画（令和 8 年改定）」と整合を図り、「耐震化率：98%以上」を目標とする。

村有建築物は、災害時に防災拠点となる施設や避難場所となる施設が多く、災害時に重要な機能を担っている。また、日常的にも住民が集まる施設が多く、住民の生活の場となる施設となっているため、耐震化の重要性が高い状況である。

令和 12 年の耐震化率は、現状のままでいくと施設需要による新たな施設立地を想定されないため、令和 6 年の耐震化率と同率の 76%となる。

村有建築物の耐震化率 98%の目標を達成するためには、村施設の計画的な耐震化を進めるとともに、建築物所有者に対して啓発・助成など促進施策を実施していくことで 6 棟<sup>注</sup>の耐震化の促進を目指す。

東吉野村地域防災計画（令和 3 年度修正版）では、指定避難所の選定基準として「新耐震基準以降の建築物、もしくは耐震対策実施済みの建築物であること」が定められている。本計画における村有建築物の耐震化にあたっては、防災計画のこの選定基準との整合を確保するため、以下の優先順位に基づいて耐震診断・耐震改修を実施する。

【防災拠点・避難施設の耐震化優先順位】 第1優先：指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設（学校・体育館等） 第2優先：災害対策本部が設置される施設（庁舎等）および福祉避難所 第3優先：要配慮者が日常的に利用する施設（福祉施設等） 第4優先：その他の村有建築物

残りの棟については、東吉野村地域防災計画に定める避難所一覧と照合し、防災拠点・避難施設として指定されているものを最優先に耐震診断を実施する。

また、特定既存耐震不適格建築物の対象とならない村施設についても、住民の利用が多い施設や職員が多く執務する施設などは、計画的に耐震診断による耐震性の評価や耐震性が不十分な施設の耐震改修に努める。

#### 村有建築物の耐震化目標率：98%以上を促進

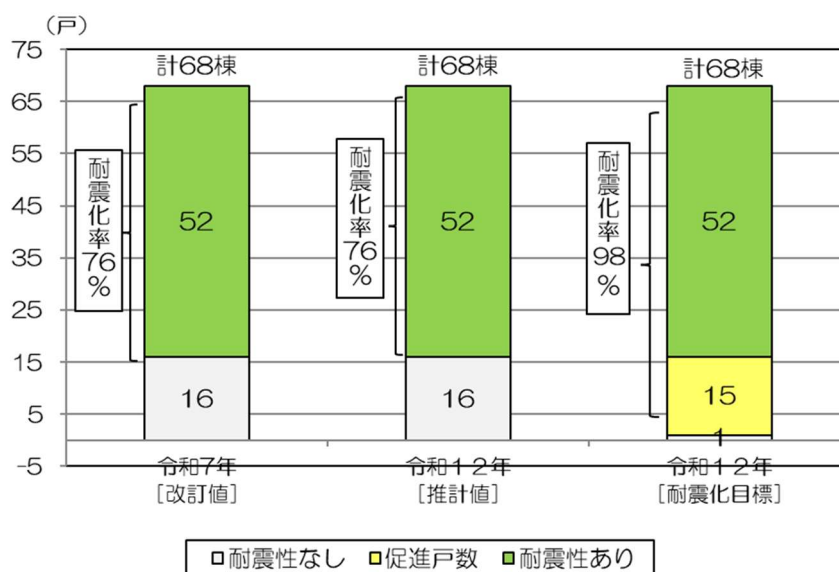


図 4-4 村有建築物の耐震化目標

### 3) 組積造の塀の耐震化について

前述のとおり、平成31年より倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある組積造の塀も耐震診断に義務付けられている。

本村には、大又小川線沿いに、上記の組積造の塀が計2件建築されている。令和7年度までに避難路沿道のブロック塀所有者に対して安全性の確認や改修、除去等の必要な指導・助言を行うことで耐震化を促進する。

組積造の塀の耐震化を促進するためには、塀の所有者が特定緊急輸送道路の役割や耐震化の重要性などを認識する必要がある。このため、所有者に対して個別訪問や啓発文書の送付等を行うことにより、除去・安全な塀への建替え等を働きかける。

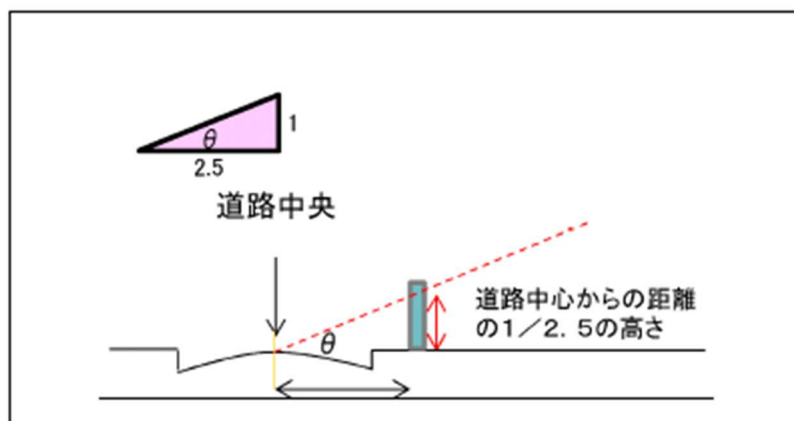


図 4-5 避難路沿道の組積造の塀のイメージ

## 4-2 取組施策等の検討

### 1) 基本方針

本計画の目的である耐震化を図るためには、住宅・建築物の所有者自らが耐震化の必要性を認識して取り組むことが必要である。そのためには、住宅・建築物の所有者の耐震化の阻害要因を把握し、解消・軽減していく施策を総合的かつ計画的に推進する。

また、奈良県と連携する等して、耐震化に係る指導や指示等、新たな指標による耐震化状況の公表を通じて、耐震化を促進する。

### 2) 耐震化の阻害要因

平成21年国土交通行政モニターアンケート調査の結果によると、耐震化の阻害要因は、下記の3つの項目でまとめられている。

表 4-1 耐震化の阻害要因

耐震化の必要性に関する認識
◆ 自分の家は耐震性があると思っている。 ◆ 地震は起こらないと思っている。
耐震化コスト
◆ 耐震改修にお金がかかる。 ◆ 耐震診断にお金がかかる。
業者・工法等に対する信頼
◆ 費用、診断結果等の適切さをチェックできない。 ◆ 誰にお願いしてよいかわからない。

### 3) 住宅・建築物の所有者等と県・村の役割

#### ① 住宅・建築物の所有者等の役割

耐震化については、「住宅における地震被害軽減に関する指針」に示された様々な阻害要因があり、進んでいない状況にあるが、まずは、住宅・建築物の所有者等が建築物の耐震化や減災対策を自らの問題、地域の問題として捉え、自ら「生命・財産を守る」との意識をもち、自助努力により耐震診断・耐震改修、建て替え等に取り組むことが必要である。

#### ② 建築関係団体等の役割

建築関係団体等は、耐震化に関する技術の向上・開発に努め、村民が自ら耐震化を行う際には、専門家の立場で適切な助言・提案を行うとともに、行政と連携し、気軽に相談等ができる体制及び機会の創出を図る。

### ③ 村の役割

村は、本計画に基づいて村が所有する建築物の耐震化を率先して実施する。

住宅・建築物の所有者等に対しては、耐震化に関する知識等の普及啓発と耐震化に取り組みやすい環境整備を図るとともに、県や関係団体等と連携して支援策等の活用を促進する。

### ④ 県との連携

村は、県や建築関係団体等と連携して耐震化の施策展開を図るとともに、住宅・建築物の所有者等に対して耐震化に向けた積極的な指導及び助言等を行う。

また、耐震技術者等派遣事業の実施をしており、協議会団体の研修会、耐震セミナー等に耐震技術者を派遣している。

### 4) 重点的に耐震化すべき区域の設定

本村全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されているため、村全域を重点地区とする。

また、緊急輸送道路や避難路沿道を特に重点的に耐震化すべき地区とする。

## 4-3 支援策の整理と活用検討

### 1) 耐震診断・改修に対する助成制度

本村では、既存木造住宅の所有者等に対して耐震診断や耐震改修を費用面で支援する「東吉野村既存木造住宅耐震診断事業」、「東吉野村既存木造住宅耐震改修事業」の補助制度の効果的な活用を図り、所有者等に周知し、活用を促すことで住宅の耐震化を促進している。

今後、既存木造住宅以外の建築物についても耐震診断・改修補助制度の拡充を図っていく。

表 4-2 東吉野村既存木造住宅耐震診断事業

事業概要	既存木造住宅の所有者からの申請により、耐震診断員を直接派遣する事業
耐震診断費用	無料

表 4-3 東吉野村既存木造住宅耐震改修事業

事業概要	既存木造住宅の耐震改修工事に要する経費について、補助金を交付する事業
補助対象費用	耐震改修工事に要した経費が50万円以上のもの
補助率等	補助割合：23% 補助金限度額：50万円

## 2) 耐震改修に対する融資制度

住宅・建築物の所有者等が実施する耐震改修を資金調達面で支援する「住宅金融支援機構」「日本政策投資銀行」などの融資制度を紹介し、活用を促すことで住宅・建築物の耐震化を進めていく。

表 4-4 住宅・建築物に対する融資制度

対象	主な要件等
戸建て住宅	住宅金融支援機構（耐震改修工事） 融資限度額：1,000万円 金利：償還期間 10年以内 1.04% 11年以上 20年以内 1.28% （平成27年6月1日現在）
マンション	住宅金融支援機構 融資限度額：500万円／戸 金利：償還期間 10年以内 0.77% （平成27年6月1日現在）
建築物	日本政策投資銀行 融資比率：40% 金利：政策金利 I

出典：国土交通省

## 4-4 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

### 1) 相談体制の整備

本村では、耐震診断や耐震改修に関する相談に対して、情報の提供、相談窓口の紹介などに努めている。

奈良県では、なら・すまいアップセンター「住宅無料相談室」が開設されており、耐震化について専門家による相談を受けることができる。

これらの相談窓口の情報を住宅・建築物の所有者等に随時提供し、積極的な活用を促進する。

表 4-5 各相談体制

東吉野村地域振興課	
住 所	〒633-2492 奈良県吉野郡東吉野村大字小川 99 番地
連絡先	0746-42-0441
FAX	0746-42-0446

なら・すまいアップセンター	
住 所	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町 2-5-7 奈良県建築士会事務局内
連絡先	0742-30-3111 (社) 奈良県建築士会
FAX	0742-33-4333
主 催	奈良県、(社) 奈良県建築士会

## 4-5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

### 1) 居住空間内の安全確保

地震発生時に一般家庭等にある家具等の転倒による被害を防止するため、住民に対して安全対策を広報し、知識の普及を図る。

表 4-6 各主体の安全確保の例

住民
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 固定器具等により家具等の転倒を防止する。</li><li>◆ 家具類の扉等のガラス部分に飛散防止フィルムを貼るなどの工夫をする。</li><li>◆ 重さ別の収納を行う。(重たいものは下に、軽いものは上に収納)</li><li>◆ 移動可能な家具を造り付けの収納やウォークインクローゼット等へリフォームを行う。</li></ul>
建築士・建築関係者
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 大型家具等の震災時における危険性を周知する。</li><li>◆ 大型家具、家電商品における住宅側(躯体等)への留め付け対策の普及、留め付け方法の説明を徹底する。</li><li>◆ 大型家具等の固定に配慮した住宅の仕様とする。</li><li>◆ リフォーム等を契機に造り付け収納等に改修を促進する。</li></ul>

出典：「住宅における地震被害軽減に関する指針」(平成16年8月内閣府)

### 2) 外壁・ブロック塀等の安全対策

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、外壁及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

表 4-7 各主体における取組例

住民
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 外壁タイル及びブロック塀等の状況を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。</li></ul>
建築士・建築関係者
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 新設するブロック塀については、建築基準法の基準に適合した整備を行う。</li><li>◆ 既存のブロック塀の管理に関して、必要な知識の普及を行政と連携して実施する。</li></ul>

出典：「住宅における地震被害軽減に関する指針」(平成16年8月内閣府)

### 3) 安心できるリフォーム環境の整備

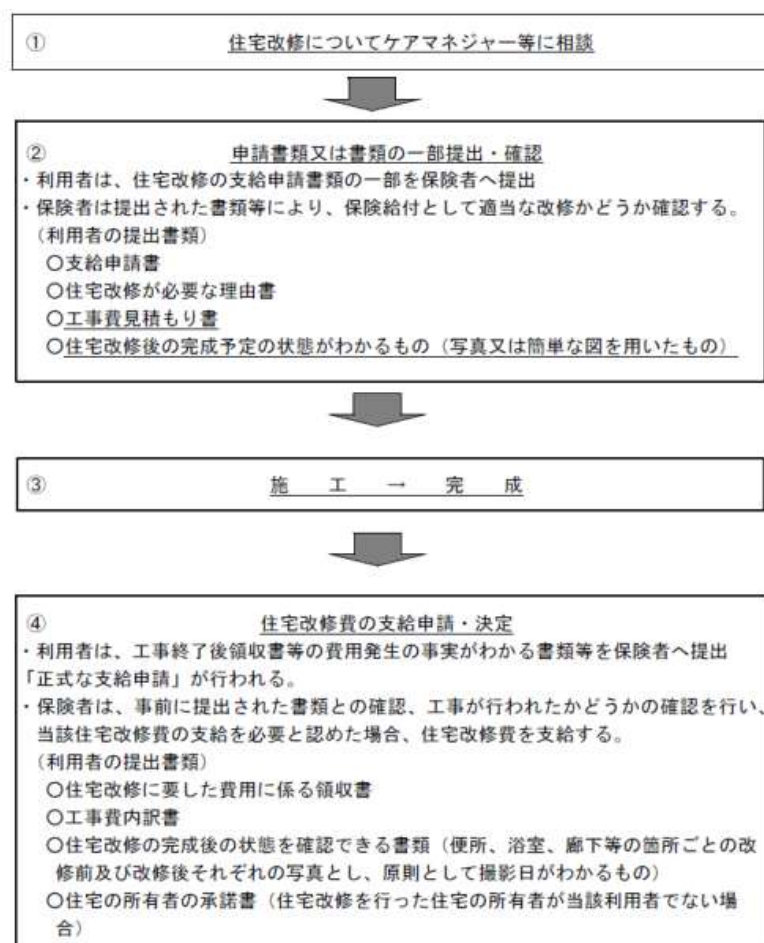
全国で悪質な訪問販売のリフォーム工事による消費者被害が増加傾向となっており、消費生活センターには年間 7,000 件前後の相談が寄せられており、こうした状況が住宅・建築物の所有者等が耐震改修を行う阻害要因の 1 つとなっている。

こうしたことから、住宅・建築物の所有者等が耐震改修などのリフォームを安心して実施できるように、建築関係団体等と連携して、リフォーム等の情報提供が行える環境を整備する。

出典：(独)国民生活センター

### 4) 増改築・リフォームにあわせた耐震改修の促進

住宅・建築物の所有者等がライフサイクルや機能更新時期などに行う増改築やリフォームの機会を活用し、耐震改修を実施することで費用や手間の軽減を図ることができる。そうしたことから、建築関係団体・リフォーム事業者等と連携し、増改築・リフォームとあわせた耐震改修の実施や介護保険制度による「居宅介護住宅改修」が実施されていることから、村の関係課と連携し、耐震改修の必要性を啓発することで耐震改修の実施を促進する。



※ ただし、やむを得ない事情がある場合については、④の段階において②の段階で提出すべき申請書類等を提出することができる。

図 4-3 介護保険における住宅改修の流れ

出典：厚生労働省 老健局推進課

## 5) 工作物等の安全策

昭和53年の宮城県沖地震では、ブロック塀等の下敷きとなって多くの犠牲者がでていた。近年では、平成30年大阪府北部地震で耐震対策が不十分なブロック塀の倒壊による複数の死傷者が発生し、その危険性が再認識された。

ブロック塀や擁壁等の倒壊は、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、地震後の避難や救急・救命・消火活動等にも支障が生じる可能性がある。

耐震性が不十分なブロック塀等について、倒壊による被害を未然に防止するために、既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努める。また、点検方法や補強方法等の安全対策についても普及を図る。

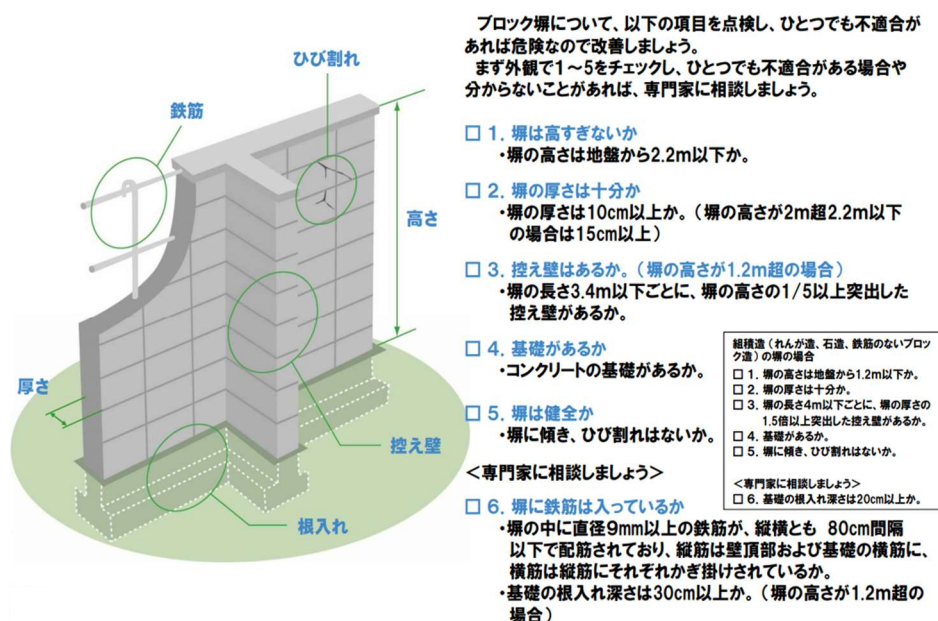


図 4-6 ブロック塀等の点検チェックポイント

出典：国土交通省ホームページ

## 第5章

# 耐震改修等を促進するための広報・指導等の実施の検討

## 5-1 相談体制の整備及び情報提供の充実

### 1) 村における情報提供の充実

本村ホームページにおいて、避難所と避難地の施設名や連絡先をまとめた一覧表を掲載している。今後、広報による地震や耐震改修に関する情報発信、提供を進めていく予定である。



図 5-1 防災情報

### 2) 県の相談体制や情報提供機能の活用

奈良県ホームページの「建築物の耐震」において、耐震改修促進法と支援制度、木造住宅の耐震診断・改修などの情報提供が行われており、これらの情報提供機能を活用し、住宅・建築物所有者等への啓発や知識の普及を行う。



図 5-2 建築物の耐震

## 5-2 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催

### 1) パンフレットの活用・配布

住宅・建築物の所有者等に対して耐震診断や耐震改修などの必要性の啓発や実施方法・内容などの知識の普及を図っていくために、耐震改修促進法第32条の規定に基づいて指定された耐震改修支援センター（財団法人日本建築防災協会）が発行する「誰でもできるわが家の耐震診断」や奈良県が作成した「わが家の耐震診断ガイドブック」「わが家の耐震改修ガイドブック」など各種パンフレットを活用し、建築関係団体等と連携して、村の窓口や各種イベント等を通じて配布するなどの普及啓発活動を行う。



図 5-3 ガイドブックの例



図 5-4 パンフレットの例

出典：(財)日本建築防災協会ホームページ

また、財団法人日本建築防災協会ホームページで「誰でもできるわが家の耐震診断」を設問形式で実施することができる。

項目	評価
<input type="checkbox"/> 建てたのは1981年6月以降	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 建てたのは1981年5月以前	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> よく分からない	<input type="checkbox"/>

以前  
 1981年5月  
 1981年6月  
 以降

現時点の合計得点

次へ

1 / 10

TOP / ニューページ

監修 国土交通省住宅局 / 編集 一般財団法人 日本建築防災協会  
Copyright © KenchikuBosai. All rights reserved.

出典：(財)日本建築防災協会ホームページ

図 5-3 誰でもできるわが家の耐震診断

また、伝統構法により建てられた木造住宅の耐震診断から耐震改修までの概要を分かりやすく説明しているため、伝統構法に該当する住宅に配布し、耐震化の診断や改修を図る。



図 5-4 パンフレットの例

出典：奈良県ホームページ

## 2) セミナー・講習会等の開催

住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修への関心を高めるために、国や県、建築関係団体が実施している講演会やフォーラムなどの開催情報を提供し、積極的な参加を促すことで知識の普及を支援する。



図 5-5 耐震フェア

出典：奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会ニュースレターNo.29

### 3) 家具の転倒防止策の推進

阪神淡路大震災では、住宅が全半壊を免れたにもかかわらず、家具の転倒で下敷きになって負傷し、室内が散乱状態のために延焼火災から避難が遅れるなどの状況が「阪神淡路大震災 住宅内部被害調査報告書」（日本建築学会）で報告されている。

こうしたことから、地震による人的被害を低減するためには、住宅・建築物の耐震化を促進することにとどまらず、室内の安全対策を進めていくことが必要である。

特に阪神淡路大震災による「内部被害による怪我の原因」で最も大きな割合を占める「家具等の転倒落下」への対応が求められる。

そのため、家具転倒防止の対策として、家具の正しい置き方・使い方や耐震金具の使用目的、場所にあわせた選定・設置などを消防庁ホームページや各種団体によるパンフレットなどを活用し、住民への知識の普及に努める。

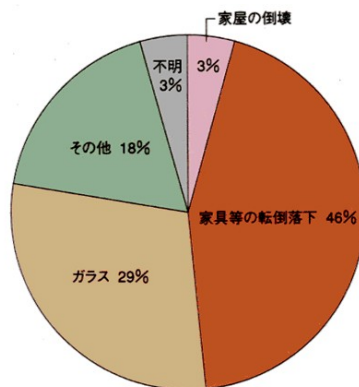


図 5-6 地震による建築物内部被害による怪我の原因

出典：阪神淡路大震災 住宅内部被害調査報告書（日本建築学会）



出典：総務省消防庁ホームページ



出典：内閣府ホームページ

図 5-7 家具転倒防止の啓発

#### 4) ハザードマップポータルサイトの活用

国土交通省は「ハザードマップポータルサイト」を開設し、地震時の避難や、事前の防災対策に役立つ情報を公開している。避難ルートや浸水対策、耐震対策、液状化対策といった防災に関する様々な情報がわかるので、避難計画・防災対策に活かすことができる。

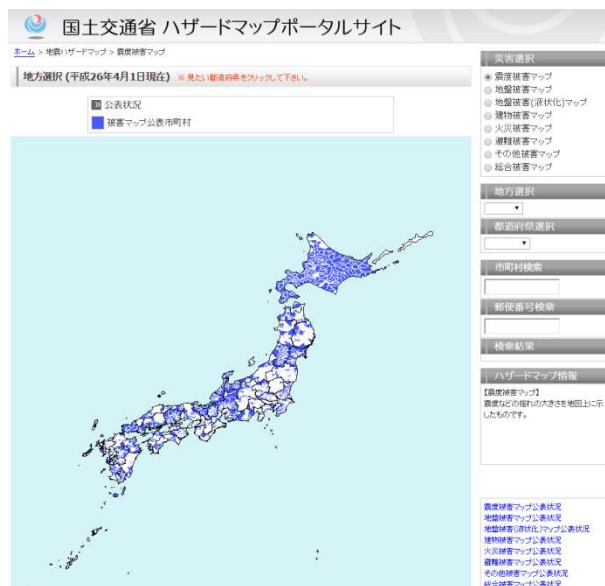


図 5-8 ハザードマップポータルサイト

出典：国土交通省ハザードマップポータルサイト <http://disaportal.gsi.go.jp/>

## 5) 地震保険加入によるメリットの普及・啓発

奈良県の地震保険世帯加入率及び火災保険への付帯率は、年々増加しており、令和6年末では世帯加入率36.1%(全国平均35.4%)、火災保険への付帯率76.3%(全国平均70.4%)となっている。

地震保険に加入することで、地震による建築物の倒壊や損壊した場合に補償が得られるため、住宅再建の一助になり、住宅等の所有者が耐震診断・耐震改修を実施することにより、地震保険加入に際して有利になること、また住宅の建替えも加入の対象となる。

表 5-1 県の地震保険加入状況

	世帯加入率 (%)		火災保険への付帯率 (%)	
	全国平均	奈良県	全国平均	奈良県
平成27年	29.5	27.8	60.2	61.7
平成28年	30.5	28.7	62.1	63.8
平成29年	31.2	29.6	63.0	64.8
平成30年	32.2	30.9	65.2	68.1
令和1年	33.1	32.2	66.7	70.2
令和2年	33.9	33.4	68.3	72.0
令和3年	34.6	34.2	69.0	73.3
令和4年	35.0	35.0	69.4	74.1
令和5年	35.1	35.5	69.7	75.1
令和6年	35.4	36.1	70.4	76.3

出典：損害保険料算出機構調べ

表 5-2 地震保険の割引制度

割引制度	割引の内容	保険料の割引率
建築年割引	対象建築物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%
耐震等級割引	対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1： 10% 耐震等級2： 30% 耐震等級3： 50%
免震建築物割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%

### 5-3 地域住民との連携及び取り組み支援策

#### 1) 自主防災組織の結成と連携

地域においては「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神で地域活動を行うことが、防災上重要である。

東吉野村地域防災計画では、村、関係機関、住民等が相互に関連をもって、防災行動力の向上を図ることを掲げている。住民一人一人が自発的に行う防災活動や身近な地域コミュニティや自主防災組織といった地区内の居住者等が連携して行う防災活動が必要である。

表 5-3 自主防災組織の活動例

状況	活動内容
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域の避難場所及び家族との連絡方法の確認</li> <li>◆ がけ崩れ、地すべり等の災害発生危険箇所の確認</li> <li>◆ 住宅周辺の谷等が出水による危険がないかを確認し、災害が発生する恐れがないように常に整備</li> <li>◆ 建物の補強、家具の固定</li> <li>◆ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意</li> <li>◆ 消火器の準備</li> <li>◆ 非常用食料、飲料水、救急用品、非常持出品の準備</li> <li>◆ 地域の防災訓練に参加</li> <li>◆ 隣近所と災害時の協力について話し合う</li> </ul>
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 出火防止と初期消火</li> <li>◆ 負傷者の救助</li> <li>◆ 地域住民の安否確認</li> <li>◆ 情報の収集・伝達</li> <li>◆ 避難誘導・避難生活の指導</li> <li>◆ 給食・給水</li> </ul>

出典：東吉野村地域防災計画

## 2) 庁内関係部署・各種団体との連携

住宅・建築物の所有者等に耐震診断・耐震改修の意識向上を図るためには、様々な機会を通じて、より多く耐震化の必要性を訴求していくことが必要となる。そのため、村内で行われる各種イベント等の機会を活用し、住民が気軽に実感できるように木造住宅耐震改修の事例などのパンフレット配布やパネル展示によって啓発活動を実施する。

また、建築関係団体やそれ以外の福祉関係団体など日常的に住民と接する機会の多い団体とも連携を図り、啓発活動を広く展開していく。



図 5-9 木造住宅耐震改修事例の紹介パンフレット

出典：奈良県県土マネジメント部

### 3) 関係団体との協働による推進

奈良県では、官民協働して建築物の耐震化を促進することが、県民の生命・財産を守るために不可欠であるとの考え方のもと、建築物の所有者もしくは管理する者の多くが構成員である民間団体、建築関係団体、市町村および県等からなる「奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会」が平成19年3月に設立された。定期的に情報を提供することで、防災に対する意識を高め、官民一体となった建築物の耐震化を推進する。



図 5-10 奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会ニュースレターNo.24（令和2年8月発行）

### 4) 学校等における地震防災教育の推進

子どもたちを自立した社会人に育てるために、災害から自らの生命を守る意識や行動力を身に付け、助け合いやボランティア精神などの共生の心を育成していく。

表 5-4 実施内容

実施内容
◆ 「奈良県学校地震防災教育推進プラン」を参考に、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育・訓練を実施する。
◆ 教職員を対象とした防災教育研修会の実施
◆ 学校・家庭・地域及び関係機関が連携した防災教育・訓練の実施
◆ 各学校等における防災教育の実践発表

### 5) 県内市町村の補助金を受けた木造住宅耐震改修工事実績のある施工業者の紹介

奈良県では、「県民の生命・財産を守る」ことを基本とし、地震時における建物被害及び人的被害を減少させるため、耐震改修促進法の規定に基づき、県内市町村及び建築関係団体等と連携を図りながら、耐震化知識普及・啓発や補助事業等を実施し、県全域における住宅・建築物の耐震化の促進を推進している。本村も、木造住宅耐震改修工事実績のある施工業者の情報提供を行う。

## 6-1 体制の整備

### 1) 奈良県との連携

耐震改修促進法では、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を図るために、所管行政庁が所有者に対して指導等（指導・助言、指示、公表）を行うことができると定められている。また、これらの指導等を行ったにもかかわらず、必要な対策をとらなかった場合は、建築基準法に基づく勧告・命令を行うことができる。

本村における耐震化に関する指導等及び勧告・命令を行う法的な権限は、奈良県が有していることから、本村と奈良県において連絡・調整を行い、情報を共有するとともに、連携した取り組みを行うことで耐震化の円滑な推進を図る。

### 2) 庁内の推進体制

本計画に関わる施策を計画的かつ総合的に実施していくためには、行政内部の担当部署が協力しながら、連携を図り、実施していくことが求められる。

そのため、本計画を所管する地域振興課が中心となって、地域防災計画を所管する総務企画課と協力し、庁内の関係各課を横断的に連絡調整する場を設け、計画の推進を図る。

計画の進捗状況は、施策の実施状況や住宅・建築物の耐震化率を確認するものとし、必要に応じて計画の見直し等を行うなど本計画の目標達成を図る。

#### 応急危険度判定との連携体制

東吉野村地域防災計画（令和3年度修正版）第5章第5節では、地震発生後の被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するため、以下の取組を推進することが定められている。本計画もこれらの取組と連携して推進する。

##### 【平時の取組（耐震改修計画・防災計画の共通事項）】

- ・応急危険度判定士の資格取得促進：地域振興課が県の養成講習会への職員参加を推進し、資格保有職員数を計画的に確保する。
- ・震災前判定計画の策定：判定士数・判定区域・対象建築物棟数を事前に把握し、判定活動の作業手順を整理する。
- ・判定用資機材の備蓄：判定ステッカー・調査票等を地域振興課が管理・備蓄する。

##### 【耐震化促進と応急対応負担の関係】

建築物の耐震化が進むことにより、地震発生後に応急危険度判定が必要となる棟数の低減が期待される。本計画の耐震化目標の達成は、被害軽減だけでなく、発災後の応急対応体制の負担軽減にも直結する。地域振興課と総務企画課が連携し、耐震化の進捗状況を応急危険度判定の準備計画にも反映させる。

## 6-2 関連する法律による指導及び勧告等

### 1) 耐震改修促進法による指導等

耐震改修促進法による指導等（指導・助言、指示、公表）の内容を下記にまとめる。

表 6-1 指導・助言（耐震改修促進法第 15 条第 1 項）

法の内容	実施方法
所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断等実施の啓発文書の送付</li> <li>特定既存耐震不適格建築物の所有者を対象とした診断、耐震改修の必要性の説明会開催</li> <li>耐震診断等の相談受付</li> </ul>

表 6-2 指示（耐震改修促進法第 15 条第 2 項）

法の内容	実施方法
所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要な耐震診断及び耐震改修を行っていない場合に必要な指示を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施すべき具体的な事項を明示した指示書の交付</li> </ul>

表 6-3 公表（耐震改修促進法第 15 条第 3 項）

法の内容	実施方法
所管行政庁は、指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由なく、指示に従わない場合はその旨を公表する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表の方法等については検討中</li> </ul>

### 2) 建築基準法による勧告・命令

建築基準法による勧告・命令の内容を下記にまとめる。

表 6-4 勧告（建築基準法第 10 条第 1 項）

法の内容
特定行政庁は、（中略）損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

表 6-5 命令（建築基準法第 10 条第 2 項）

法の内容
<p>特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>

表 6-6 命令（建築基準法第 10 条第 3 項）

法の内容
<p>前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>

---

## 参 考 资 料

---

避難所			
1	東吉野村住民ホール	23	巖泉寺
2	小川生活改善センター	24	狭戸区集会所
3	宝泉寺	25	大豆生公民館
4	東吉野小学校体育館	26	汲泉寺
5	東吉野村中央公民館	27	ふるさと村
6	東吉野こども園	28	禅昌寺
7	東吉野村奉仕活動リハビリセンター	29	大又生活改善センター
8	小公民館	30	竜淵寺
9	天照寺	31	麦谷公民館
10	木津川交流センター	32	明光寺
11	円覚寺	33	伊豆尾なごみホール
12	東吉野中学校体育館	34	光蔵寺（廃止）
13	小栗栖交流センター	35	日裏区集会所
14	東禅寺	36	旧高見小学校体育館
15	中黒公民館	37	高見地区デイサービスセンター
16	興禅寺	38	杉谷交流センター
17	東吉野村運動公園体育館	39	天理教勢和分教会
18	鷲家集会センター	40	平野公民館
19	竜泉寺	41	福円寺
20	旧四郷小学校体育館	42	白馬寺
21	蔵心寺	43	谷尻公民館
22	三尾区民センター	44	宝城院

避難地	
1	東吉野村役場駐車場
2	東吉野小学校グラウンド
3	小川郷木材林産協同組合貯木場
4	東吉野村奉仕活動リハビリセンター前広場
5	東吉野こども園グラウンド
6	東吉野中学校グラウンド
7	東吉野村運動公園グラウンド
8	鷲家集会センターグラウンド
9	旧四郷小学校グラウンド
10	ふるさと村前広場
11	旧高見小学校グラウンド
12	平野公民館前広場

---

## 東吉野村耐震改修促進計画

---

編集・発行 東吉野村

〒633-2492 奈良県吉野郡東吉野村大字小川 99 番地

TEL. 0746-42-0441

FAX. 0746-42-0446

URL. <http://www.vill.higashiyoshino.nara.jp/>

発行日 2026 年 3 月

編集協力 税理士法人森田会計事務所

---